



### (31) 奨学資金貸付事業

【担当部署】 教育課 学校教育係

【窓口の場所】

【電話番号】 0167-44-2204

ふれあいセンターなかまーる 2階

【ホームページアドレス】

<http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000145.html>

【事業の内容】

- ・成績優秀で、経済的に就学困難な生徒及び学生に対し、奨学資金の貸付を行う

【補助対象者】

- ・高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に就学する生徒・学生であって、
  - ①親権者若しくはこれに代るべき者が、本町に住所を有していること
  - ②成績優秀、素行善良にして学校長又は学長等の推薦する者であること
  - ③経済的理由により就学困難な者であること

【貸付及び償還（返還）】

- ・貸付期間 それぞれの学校の正規の就学期間
- ・貸付金額 高等学校、高等専門学校 →月額1万5千円以内（無利息）  
専修学校、大学、大学院等→月額4万円以内（無利息）
- ・償 還 貸付終了から1年経過後、貸付期間の3倍以内の期間で毎月償還（返還）する  
※1年経過前であっても償還を開始できます。また、途中で学資金の全部又は一部を繰上償還することもできる

【実施期間】 平成16年度～

【申請期間】

- ・就学する前年の4月1日から就学した年の4月15日まで（4月分から貸付）  
※特別な事情がある場合は、上記の期間以降でも申請できる（申請の翌月分から貸付）

【申請に必要なもの（A）】

- ・奨学資金貸付申請書 ・申請時に在籍している学校長等の推薦書
- ・成績証明書 ・家計の収入状況を証する書類（源泉徴収票、確定申告書等）

【貸付決定後、借用時に必要なもの（B）】

- ・誓約書※ ・奨学資金借用証書※ ・進学した学校の在学証明書  
※誓約書及び奨学資金借用証書には親権者及び保証人（1名）の連署が必要  
親権者は印鑑証明書、保証人は印鑑証明書、住民票及び収入を証する書類が必要

【支給までの流れ】

- ①（A）を提出⇒ ②審査⇒ （決定の場合）決定通知⇒ ③（B）及び口座確認書を提出⇒
- ④支給開始（4月分から） ※申請書類の提出先：教育委員会

【実績】 平成27年度 8件 250万円 平成28年度 6件 228万円

平成29年度 9件 354万円

【その他】

- ・奨学生は、毎年度の在学証明書と成績証明書（前年度分）を提出しなければなりません